

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

1 自殺対策の基本認識と基本的な考え方

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係や危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務や生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策に加え、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等、関連分野においても同様の連携が展開されています。連携の効果を更に高めるため、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、啓発等の事前対応と、自殺発生の危険に介入する危機対応、自殺未遂が生じてしまった場合等における事後対応の各段階において施策を講じる必要があります。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等にも取り組み、実践と啓発の両輪で推進していくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

図表 14：自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（概要）	
※下線は旧大綱からの主な変更箇所	
平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し	
<p>第1 自殺総合対策の基本理念</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <p>➤ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <p style="font-size: x-small;">阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等</p>	<p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
<p>第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</p> <p>➤ 自殺は、その多くが<u>思い込まれた</u>未の死である</p> <p>➤ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ<u>続いている</u></p> <p>➤ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する</p>	<p>第5 自殺対策の数値目標</p> <p>➤ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少 (平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)</p> <p style="font-size: x-small;">(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))</p>
<p>第3 自殺総合対策の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 	<p>第6 推進体制等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し

(出典：厚生労働省ホームページ)

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

2 山田町の自殺対策6つの骨子

岩手県がこれまで自殺対策として全県的に推進してきた「久慈モデル」が、岩手県自殺対策アクションプランの6つの骨子として採用されています。町では県との整合性を図るため、この骨子に従って具体的に町が推進する事業を以下に示します。

なお、本計画策定期間の重点事業については番号に○をつけ、具体的な事業目標を示します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは家庭、学校、勤務、健康等、様々な要因が複雑に絡み合っ
て起きているものであり、それらに対応するためには地域の多様な関係者
との連携、協力が不可欠です。そのため、自殺対策に係る関係機関・団体の
ネットワークの強化を図ります。

自殺対策を推進するためのネットワーク			
1	山田町自殺対策本部会議	庁内で自殺対策の取組内容や進捗状況を共有し計画を推進することを目的に開催する。	健康子ども課
②	山田町こころのネットワーク連絡会	実務者が自殺対策の専門的な知識を修得するとともに、各界との連携強化のために開催する。	
3	宮古地域うつ・自殺対策推進連絡会議	宮古圏域の関係機関の長等が集まり、自殺の現状の共有や研修等を開催する。	宮古保健所
4	宮古地域こころサポート連絡会	宮古圏域の実務者が自殺対策の専門的な知識を修得するとともに、各界との連携の強化のために開催する。	
母子を支えるネットワーク			
5	宮古地区母子保健医療連絡会	県立宮古病院に關係する「地域で支援が必要な母子」についてカンファレンスを行う。	健康子ども課
6	要保護児童対策地域協議会	関係機関で支援が必要な家庭に対し、援助の方向性等について話し合う。	
7	子ども・子育て会議	町の子育て支援に関するサービスについて関係機関が話し合う。	
高齢者を支えるネットワーク			
8	包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括ケアシステム構築の推進に向け、会議の開催を通して連携体制の構築及び強化を図る。	長寿福祉課
9	在宅医療・介護連携推進事業	地域における医療・介護の関係機関等の連携体制の構築を目的とし、会議を開催する。	
10	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	高齢者虐待に関する情報を関係機関で共有し、適切な連携のもとで対応するため開催する。	
被災者を支えるネットワーク			

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

11	支え合い体制づくり事業と情報交換会	仮設住宅等の高齢者、障がい者（児）等の生活を支援するために総合相談・生活支援サービス等を包括的に提供するサポート拠点の運営をする。	長寿福祉課
事業目標	山田町こころのネットワーク連絡会参加者へアンケートを行い「顔の見える関係と感じる」に「はい」と回答する人の割合100%		

(2) 一次予防（住民全体へのアプローチ）

こころの健康に関する知識や相談窓口の普及啓発活動の実施、自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺のサインに気付き、話を聴き、見守りつつ必要な相談先や支援機関につなぐ役割を担う人材を住民や各機関・団体に養成していきます。

普及啓発活動の方法			
1	パンフレット・ステッカー作成	相談窓口や心の健康に関する情報をまとめたパンフレットやステッカーを作成する。	健康子ども課
2	ポスター掲示	自殺対策月間等にポスターを掲示。	
3	広報やまだの発行	相談窓口や心の健康に関する情報を広報やまだに掲載する。	健康子ども課
4	ホームページの維持管理事務	相談窓口や心の健康に関する情報を町のホームページに掲載する。	総務課
5	山田町いじめ防止事業	山田町児童生徒サミットを設置し、リーフレットやポスターを作成する。	学校教育課
住民対象の普及啓発活動			
6	イベント開催事業	山田の秋祭り、船越むらまつり、パドルフェス、バーベキューフェス、産業まつり、農作物等の即売会等でパンフレットやステッカーの設置を行う。	水産商工課 農林課 商工会
7	自殺対策に係る講演会	自殺対策に係る講演会を住民向けに開催する。	健康子ども課 宮古保健所
8	健康2倍デー	毎週木曜日に縫い物、栄養、運動等の教室を開催し、居場所づくりを行う。	
9	健康座談会	災害公営住宅集会所で健康教育を実施する際に、心の健康に関する情報も取り上げる。	健康子ども課
10	町内の店舗や公共施設のステッカー掲示	町で作成した相談窓口の周知ステッカーを町内の店舗や公共施設に掲示する。	健康子ども課 生涯学習課
11	生涯学習推進事業	講演会開催、たんぼぼ学級、家庭教育学級等を実施し、生きがいや学びの場を作るとともに心の健康に関する健康教育を行う。	生涯学習課
12	成人式事業	成人式の際に相談窓口や心の健康に関する情報をまとめたパンフレット等を配布。	
13	高齢者生きがいづくり事業（老人クラブ、高齢者大学等）	イベントを開催し、生きがいづくりを行うとともに、心の健康に関する健康教育を行う。	長寿福祉課
従事者対象の普及啓発			
⑭	町職員、住民、関係機関向けゲートキーパー養成講座	ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策に係る人材を育成する。	健康子ども課
15	介護予防ボランティア、認知症サポーター養成講座	各地区で介護予防を目的とした通いの場を提供するボランティアの養成や、認知症の	長寿福祉課

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

		人や家族を応援するサポーターを養成する際に、自殺対策に関する情報も伝える。	
16	消防団に関する事務	自殺予防パンフレットを消防団の養成事業等の出向時に配布する。	消防防災課
17	教職員研修事業	校長会、副校長研修会、教務主任研修、山田心のサポート研修会を実施する。	学校教育課
事業目標	町職員、関係機関、住民のゲートキーパー養成講座受講者 100 名		

(3) 二次予防（ハイリスク者へのアプローチ）

自殺のリスクが高い人を早期に発見するための仕組みづくりや、各種相談窓口による適切な対応、関係機関との連携、見守りにより、自殺の予防に努めます。

※二次予防（個別対応）は各機関で必要に応じて実施しているため事業目標は設定しない

うつ病等のスクリーニング等の早期発見、早期対応に関する取り組み			
①	40歳 50歳 60歳への検診受診勧奨及びうつスクリーニング実施	本町の自殺者が多い年代へ家庭訪問し、健診の受診勧奨やうつスクリーニングを実施し、包括的な健康支援を行う。	健康子ども課
2	東日本健診メンタルヘルス対策	東日本健診の際に心の元気度・不眠について聞き取り、必要な支援を行う。	
3	被災者全戸訪問	被災者の全戸訪問を行い、心の健康を含めた健康調査をして必要な支援を行う。	
4	妊産婦メンタルヘルス	妊娠・出産後にメンタルヘルスについて聞き取り必要な支援を行う。	
5	町メンタルヘルス事業	職員の中でストレスチェックの結果が高い者、新人職員及び希望者へ臨床心理士の面接の機会を設ける。	総務課
6	学校職員安全衛生管理事業	教員の健診及びストレスチェックの実施。	学校教育課
要支援者見守り支援に関する取り組み			
7	被災者支援員による見守り	被災者全戸訪問で見守りが必要と判断された方に対し、見守り訪問を実施。	健康子ども課
8	支援が必要な家庭の見守り	要保護児童対策地域協議会で支援が必要とされる家庭に対して見守り家庭訪問を実施。	健康子ども課 学校教育課 宮古児童相談所 民生児童委員
9	民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談、支援等の実施。	民生児童委員 長寿福祉課
10	傾聴ボランティアによる傾聴活動	独居や疾患等を理由に、話し相手がほしいという方に対し傾聴活動を行う。	傾聴ボランティア「えがお」
11	こころのケアセンタースタッフによるアウトリーチ	震災に関する悩み等がある方に対し家庭訪問を実施。	宮古地域こころのケアセンター
生活に関する相談、支援に関する取り組み（介護・障がい・健康・教育以外）			
12	健康保険、各種年金に関する相談	①国民健康保険加入・脱退に関する事務。 ②国民年金、福祉年金、障害年金に関する事務。	町民課

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

		③高額療養資金・ひとり親家庭等医療費給付・ひとり親家庭等医療費給付・乳幼児、児童生徒、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付・福祉医療資金の運営に関する事務。	
13	児童に関する手当の相談	児童手当（職員分を除く）に関する事務。	町民課
		特別児童扶養手当。	長寿福祉課
		児童扶養手当。	健康子ども課
14	納税相談	住民から納税に関する相談の受付。	税務課
15	上下水道料金徴収業務	水道料金等未納者に対する料金徴収（集金）事務。	上下水道課
16	住宅に関する相談	①町営住宅の管理事務・公募事務を行う。 ②応急仮設住宅の管理事務を行う。	建築住宅課
17	保育園・幼稚園、放課後児童クラブに関する相談	①保育施設の入所、保育料に関すること。 ②放課後児童クラブの利用、利用料に関すること。	健康子ども課
18	生活保護に関する事務	就労支援・高齢者支援・医療ケア相談・資産調査。	長寿福祉課
19	生活困窮者の相談	生活や仕事などの困りごとの相談を整理して、解決に向けた策を共に考えて、必要な際に関係機関へつなげる。	宮古圏域くらしサポートセンター
20	みやこ若者サポートステーション事業	15歳～39歳の就労支援を行う。	みやこ若者サポートステーション
健康に関する相談、支援に関する取り組み			
21	妊娠、出産、育児に関する健康相談	保健師、助産師、保育士等が、妊娠、出産、健康、育児、発達等、子育て世代の相談を随時受け付ける。	健康子ども課
22	保健師、栄養士による健康相談	保健師、栄養士が身体や精神的なこと等、健康問題全般に関する相談を随時受け付ける。	
23	精神保健相談	嘱託精神科医による個別相談の実施。	宮古保健所
24	宮古地域自殺未遂者サポート事業	県立宮古病院救急外来及び病院でリーフレットを配架。	
25	震災こころの相談室	精神科医が震災に関する悩み等がある方の相談を受け付ける。	宮古地域こころのケアセンター
介護・障がいに関する相談、支援に関する取り組み			
26	総合相談支援事業	高齢者ができる限り地域で安心して過ごせるよう総合的に相談対応を行う。	長寿福祉課
27	介護保険サービスに係る相談と事務	介護保険サービスに係る相談と事務、ケアマネジメント等を行う。	
28	高齢者権利擁護事業	高齢者虐待対応や成年後見制度、日常生活自立支援事業の相談対応など、関係機関と連携を取りながら支援を行う。	
29	配食サービス	ひとり暮らし高齢者等に、週2回以内で栄養バランスのとれた弁当の配食と見守りを行う。	
30	障がい者相談員による相談業務	行政が委託した障がい者相談員による相談業務を行う。	
31	障害者手帳に関する事務	障害者手帳の申請受付、相談業務を行う。	
32	障がい者虐待に関する対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置と対応を行う。	

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

33	障がい者サービスに係る相談と事務	障がい者サービスに係る相談と事務、ケアマネジメントを行う。	レインボーネット
学校生活に関する相談、支援に関する取り組み			
34	教育相談室事業	学校生活に関する悩みについておぐら山塾、相談室を設置。	学校教育課
35	教育支援委員会	対象児童生徒にどのような支援が適切かを関係者と保護者で協議して対応する。	
36	スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを中心に様々な課題を抱えた児童生徒に対し、環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	
事業目標		うつスクリーニングの継続	

(4) 三次予防（自死遺族へのアプローチ）

自殺という死因そのものが、自死遺族の心理に大きな影響を与えます。そのことを十分に支援者自身が理解し、ご遺族の支援を関係機関とともに実施していきます。

自死遺族の支援			
①	自死遺族交流会	各市町村と連携を図りながら、自死遺族交流会「わかち合いの会・宮古」の開催。	宮古保健所
2	自死遺族の相談支援	死亡届出時等を活用し、自死遺族からの相談や支援を実施する。	宮古保健所 健康子ども課
事業目標		自死遺族交流会の活動の周知	

(5) 精神疾患へのアプローチ

支援者が相談を受けたり、支援活動を行ったりする中で、精神疾患や精神科治療に対する偏見や誤った知識についてよく耳にします。特に本町は人口規模も大きくないため、相談や受診行動がとりにくいことも挙げられます。

そこで、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や当事者、家族への支援を充実されることで、住みよい地域となるよう努めます。

精神疾患に関する普及啓発活動			
①	こころの講演会、シンポジウム、研修会等	①精神疾患に関する研修会の実施。 ②精神疾患患者やその家族、ボランティア、精神科看護師、障がい者支援相談員等をシンポジストとし、精神疾患に関する実情を知ってもらう場を設けることで偏見に対するアプローチを行う。	健康子ども課
2	アルコールに関するポスター掲示	アルコールに関するポスターを掲示し、普及啓発活動を行う。	
3	精神疾患に関する勉強会	精神疾患に関する研修会をやまだサザンクロスや学校等、希望がある場合に実施する。	
当事者への支援			
4	精神保健全般に関する相談	精神疾患全般やアルコール、ひきこもり等に関する相談支援（家族も可）。	健康子ども課 長寿福祉課 宮古保健所
再掲	精神保健相談	嘱託精神科医による個別相談の実施。	宮古保健所
5	精神障がい者社会復帰教室「オリオンの会」	精神障がい者の社会復帰を促進するために、縫い物や調理実習等を実施する。	健康子ども課
6	やまだサザンクロス	精神疾患患者や自殺未遂者、ひきこもり等、精神保健全般に関する当事者とその家族、精神保健に関する支援者等を対象に、精神疾患	精神保健ボランティアすばるの会

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

		の勉強会や日常の困難等について語る場を設ける。	
家族への支援			
再掲	やまだサザンクロス	精神疾患患者や自殺未遂者、ひきこもり等、精神保健全般に関する当事者とその家族、精神保健に関する支援者等を対象に、精神疾患の勉強会や日常の困難等について語る場を設ける。	健康子ども課
事業目標	こころのシンポジウム参加者へのアンケートで「精神疾患についての理解が深まった」の問いに「はい」と答える者が80%以上		

(6) 職域へのアプローチ

失業や多重債務、生活苦等といった「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」に対する自殺防止や遺族支援等、狭義の自殺対策だけでなく、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」に関する事業を行うことで、「生きることの包括的な支援」を推進します。

勤労者への支援			
①	事業所へのパンフレット等配布	町内の事業所に相談窓口や心の健康に関するパンフレットを配布する。	健康子ども課 商工会 宮古保健所
2	こころとからだ出前講座	要望のあった管内事業所に出向き、メンタルヘルス等に関する健康教育を実施。	宮古保健所
3	商工労働団体事業所訪問	管内事業所に出向き、メンタルヘルスに関する相談窓口の周知・啓発を実施。	
4	農林業補助事業等の相談	農林業の補助等に関する相談業務。	農林課
5	中小商工業金融融資及び新規出店者経営支援等事業	町や県の制度融資を受けた中小企業者への利子及び保証料の補給を行うほか、山田町商工会が行う新規経営者支援を目的とした空き店舗対策事業への支援を行う。	水産商工課
6	漁業制度資金に関すること	漁業制度資金の融資を受けた漁家等に対し、利子補給を行い、経営の安定を支援する。	
7	勤労者生活安定資金に関すること	勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、緊急資金の円滑な融資に努める（預託額3,000千円、融資枠6,000千円）。	
離職者への支援			
8	労働福祉及び離職者雇用に関すること	離職者の就業を支援し生活の安定を図ることを目的として、資格取得に要する経費に対して補助を行う。	水産商工課

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

9	関係機関でのパンフレット配布	離職者への支援として、保険証の切り替え時に相談窓口や心の健康に関するパンフレットを配布する。	健康子ども課 町民課
事業目標		町内の20事業所にパンフレットを配架	

3 山田町における3つの重点施策

国が示す8つの重点施策については、「第2章 8 山田町の自殺の現状からみえる課題」を踏まえ、①勤務・経営、②生活困窮者、無職・失業者、③高齢者、震災等被災地の3つに分類し、重点施策と位置付けて推進します。

なお、国が重点施策として示している子ども・若者に係る自殺対策については、教育委員会と各学校、関連機関の対策により自殺者が出ておらず、また、その原因となり得るいじめについても「山田町児童生徒サミット」を設置して予防活動をしていることから、「山田町の自殺対策6つの骨子」の中に位置付けて推進していきます。

(1) 勤務・経営

町では男性の40歳代から60歳代と働き盛りの自殺者が多いため、職場内の人間関係やこの年代との交流の中で、特に気遣いある対応がとれる人が一人でも増えるよう、自殺対策につながる勤労者への支援を推進していきます。また、職場でのメンタルヘルスチェックやその後のフォロー体制についても充実していく必要があります。

勤労者への支援			
再掲	事業所へのパンフレット等配布	町内の事業所に相談窓口や心の健康に関するパンフレットを配布する。	健康子ども課 商工会 宮古保健所
	こころとからだ出前講座	要望のあった管内事業所に出向き、メンタルヘルス等に関する健康教育を実施。	宮古保健所

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

	商工労働団体事業所訪問	管内事業所に出向き、メンタルヘルスに関する相談窓口の周知・啓発を実施。	
	農林業補助事業等の相談	農林業の補助等に関する相談業務。	農林課
	中小商工業金融融資及び新規出店者経営支援等事業	町や県の制度融資を受けた中小企業者への利子及び保証料の補給を行うほか、山田町商工会が行う新規経営者支援を目的とした空き店舗対策事業への支援を行う。	水産商工課
	漁業制度資金に關すること	漁業制度資金の融資を受けた漁家等に対し、利子補給を行い、経営の安定を支援する。	
	勤労者生活安定資金に關すること	勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、緊急資金の円滑な融資に努める。	

(2) 生活困窮者、無職・失業者

町では、男性の40歳代から60歳代と働き盛りの自殺者が多く、そのほとんどが失業後に生活苦や介護疲れ等負の要因が加わって自殺に傾いています。自殺の危機経路では、失業、生活困窮、介護、精神疾患等、幅広い問題が要因となっているため、各場面で出会う支援者が「気づき、傾聴、つなぐ、見守り」のゲートキーパーの力を養い、対応できる町民が増えることが重要です。

生活困窮者への支援			
再掲	生活保護に関する事務	就労支援・高齢者支援・医療ケア相談・資産調査。	長寿福祉課
	生活困窮者の相談	生活や仕事などの困りごとの相談を整理して、解決に向けた策を共に考えて、必要な際に関係機関へつなげる。	宮古圏域くらしサポートセンター
	町職員、住民、関係機関向けゲートキーパー養成講座	ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策に係る人材を育成する。	健康子ども課
離職者への支援			
1	労働福祉及び離職者雇用に関すること	離職者の就業を支援し生活の安定を図ることを目的として、資格取得に要する経費に対して補助を行う。	水産商工課
再掲	関係機関でのパンフレット配布	離職者への支援として、保険証の切り替え時に相談窓口や心の健康に関するパンフレットを配布する。	健康子ども課 町民課

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

	みやこ若者サポートステーション事業	15歳～39歳の就労支援を行う。	みやこ若者サポートステーション
--	-------------------	------------------	-----------------

(3) 高齢者、震災等被災地

東日本大震災津波による被害から、応急仮設住宅や災害公営住宅で暮らしている高齢者は多いことから、見守りやコミュニティづくりが課題です。また、支援者として頑張ってきた方が、6年、7年と時間が経過してから体調を崩して相談につながることもあるため、「今も震災の影響がある」という認識をもって、自殺対策に係る事業を推進していくことが必要です。

被災者を支える体制づくり			
再掲	支え合い体制づくり事業と情報交換会	仮設住宅等の高齢者、障がい者（児）等の生活を支援するために、総合相談・生活支援サービス等を包括的に提供するサポート拠点の運營業務委託。	長寿福祉課
被災者支援（一次予防）			
再掲	健康座談会	仮設住宅で健康教育を実施する際に、心の健康に関する情報を提供。	健康子ども課
被災者支援（二次予防）			
再掲	被災者支援員による見守り	被災者全戸訪問で見守りが必要と判断された方に対し、見守り家庭訪問を実施。	健康子ども課

第4章 いのちを支える自殺対策の推進について

	特定健診等各種健診時のメンタルヘルス対策	特定健診等各種健診の際、心の元気度・不眠について聞き取り必要な支援を行う。	
	被災者全戸訪問	被災者の全戸訪問を行い、心の健康を含めた健康調査をして必要な支援を行う。	
	コメディカルによるアウトリーチ	震災に関する悩み等がある方に対し家庭訪問を実施。	宮古地域こころのケアセンター
	震災こころの相談室	精神科医が震災に関する悩み等がある方の相談を受け付ける。	
被災に係る相談・補助等			
1	被災者の住まいの再建に係る各種支援金・補助金の交付	東日本大震災により住居が全壊するなどの著しい被害を受けた世帯に対し、住まいの再建方法に応じて各種支援金・補助金を交付。	復興企画課
2	災害援護資金の貸付け	東日本大震災により住居等に著しい損害を受けた世帯に対する生活再建に係る資金貸付け。	
3	住宅再建相談会の開催	住宅金融支援機構、岩手弁護士会、宮古地区被災者相談支援センター等の各関係機関と連携して住宅再建相談会を定期的に行う。 必要に応じて、ファイナンシャルプランナー等の専門家による個別相談会を実施するなど、仮設住宅から恒久住宅への移行を支援。	
4	農林業被害の相談	農林業の被害等に関する相談業務。	農林課
5	仮設店舗管理事業	被災した仮設店舗入居者の本設移行支援及び復興事業に伴う仮設店舗の撤去、譲渡を進める。	水産商工課
6	漁業災害の調査及び融資に関すること。	台風や津波等による水産関係の被害状況を速やかに調査し、国県と連携して被災施設等の早期復旧を図る。	
コミュニティづくりに関する支援			
7	高齢者地区組織支え合い事業	各地区で主体的に介護予防活動を展開する団体へ10万円を上限に活動費を助成し、介護予防の推進に努めている。また、組織間の交流会を開催、運営の相談支援をしている。	長寿福祉課
8	住民協働推進事業	自治会等が自ら創意工夫により実施する事業に対して一部助成。	復興企画課
9	町営災害公営住宅コミュニティ形成事業	災害公営住宅の住民等が様々な課題を自ら解決していける自治会等の体制づくりを支援。	
10	新たなコミュニティ形成事業	コミュニティ形成支援員を雇用して、結成後間もない自治会等の組織運営や交流活動などを支援。	
11	心の復興活動補助事業	法人や団体等が行う、被災者の生きがいくくりとなる継承性のある事業に対して補助金を交付。	

